



【特集】施政及び予算編成方針…………… 2

高齢者肺炎球菌の予防接種……………7

市税は納期限までに納めましょう……………8

平成30年度 乳幼児予防接種……………10

平成30年度 修学援助制度……………12

狂犬病予防注射と犬の登録……………14

4月の二次救急実施病院……………23

※写真は、3月11日に伊賀流忍者博物館忍術ひろばで行われた、第9回伊賀流手裏剣打選手権大会（本選）の様子。

平成30年度 施政及び予算編成方針

～持続可能な伊賀市づくりと

住みやすい安全安心の自立したまちづくりに邁進します～

2月27日(火)、平成30年第1回伊賀市議会定例会の開会にあたり、岡本市長が施政及び予算編成方針を述べました。その主な内容は次のとおりです。

伊賀市の財政状況と 予算編成方針



今年度の財政状況は、国が示した平成30年度地方財政計画によると、景気が緩やかに回復しているということです。市の歳入の大きなウエイトを占める市税と普通交付税は、減額の見込みです。

また、今年度以降も新庁舎建設、汚泥再生処理センター建設、(仮称)長田・新居小学校建設など、大規模な事業を実施することから、今後は公債費の一般財源に占める割合が高くなる状況が続くことが予想され、極めて厳しい状況となっています。

そうした財政事情を踏まえ、選択と集中をより重視し、「ムダのない財政運営」「市民目線・市民感覚による市政」を基本として将来の人口減少を緩和し、将来にわたって活気ある社会を維持していくことを目的とした「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「第2次伊賀市総合計画第2次再生計画」に基づく事業を実施するための予算編成を行いました。

『ええやん!伊賀』 4つのプロジェクト

◆プロジェクト① 子どもは伊賀の宝

結婚や、子どもを持ちたいという希望が叶えられ、安心して子どもを産み、育てることができるよう、経済的・社会的な支援を充実させることが重要であり、将来を担う子どもは「伊賀の宝」であるという考えのもとで、子どもが健全に育まれ、誰もが尊重される地域となる必要があります。

子ども・子育て支援

「伊賀流 未来応援の術」として、妊娠中から出産後の子育て期までの支援を行う各家庭の担当保健師が妊娠・出産・子育てまでの支援計画を立て、必要なサービスを円滑に利用できるような切れ目のない支援を行います。

少子化対策

子育て世代への経済的支援の充実策として、今月から未就学児の医療機関での窓口の支払い無料化を始めると、母子保健の分野で、新たに新生児の聴覚検査や出産後間もない時期のお母さんの心と体の健康状態を確認するための産婦健康診査経費の助成を始めます。

◆プロジェクト②
誇れる伊賀・
選ばれる伊賀づくり

人口の流出を抑えるためには、市民の皆さんが市に誇りや愛着を持つことが重要です。また、市外からの流入を促すためには、市の魅力や伊賀ブランドをより多くの人に知ってもらうなど、市外の人や企業などから、来たい・住みたいまちとして認知され、選ばれることが重要です。

移住・交流促進

今年度から、移住コンシェルジュを増員する予定で、今後も県内外へ向け積極的な情報発信と、移住者に寄り添う丁寧な相談業務を行い、移住者の増加に向けた取り組みを進めます。

空き家対策

昨年度、伊賀流空き家バンクが国のモデル事業に採択され、活用の可能性のある空き家2,226棟を調査し、うち1,389棟が活用可能と判定されました。この調査結果から、空き家バンクへの登録や多面的な利活用の推進に努めます。

多文化共生

異文化の紹介や人の交流を通して、国際理解や、多様な文化の理解を深

める取り組みを進めています。今後も、多言語相談をはじめとした、きめ細かな行政サービスを提供するなど、多文化共生社会をめざします。

観光誘客

「忍者市宣言」を行って以来、「忍びの里伊賀・甲賀」の日本遺産認定や、日本航空(株)などと進めている「忍びの里伊賀」創生プロジェクトなど、「忍者」を切り口とした観光まちづくりの機運が高まっています。この好機に日本人観光客はもとより外国人観光客の獲得に向け、積極的な取り組みを行います。



さらに、地域ぐるみの観光誘客と情報発信のため、着地型観光事業の「伊賀ぶらり体験博覧会いがぶら」を引き続き開催し、観光客を受け入れる体制づくりを進め、地域全体で経済効果を高められる観光立市をめざします。

企業立地促進

近畿・中部の両都市圏の中間に位置し、比較的災害にも強い地理的な優位性を生かし、引き続き企業誘致活動を推進します。現在、新たな雇用の場の確保として、ゆめが丘南東の丘陵地エリアで、民間開発事業者

の主導による新たな産業用地の計画を行い、その事業に携わる開発事業者の決定に向け、各種調整を行っています。

◆プロジェクト③
住み続けたい伊賀づくり

平成28年度に実施した伊賀市まちづくりアンケートによると、市民の約7割が「今のところに住み続けたい」と考えています。これまで市のまちづくりを担ってきた人が高齢者となり、地域社会の中で安心して住み続けるためには、持続可能な社会やまちの姿を市民みんなで考え、不自由なく住みやすいと感じるまちをつくることが重要です。そのためには、福祉・医療サービスや、公共交通などの生活基盤のさらなる充実を図る必要があります。

上野総合市民病院

二次救急医療体制の充実を図り、地域医療支援病院として地域の病院などと連携しながら、市民が安心できる医療の提供に努めます。



また、第2次上野総合市民病院改革プランを着実に推進し、経営の安定と質の高い医療を

提供できる体制の構築に努め、患者に信頼される魅力ある病院をめざします。

地域医療

市内で完結できる二次救急医療体制の構築を含めた救急医療と、在宅医療や地域包括ケアを見据えた体制づくりを進めます。そのためには、これまで以上に医療関係機関・福祉関係機関と市民の皆さんの連携・協力が重要です。市ではそれぞれが役割に応じた責任を持ち、安心した医療が提供できるよう取り組みます。

地域福祉

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域における生活課題の解決に向けた検討の場となる「地域福祉ネットワーク会議」の設置を進めており、これまで市内39の住民自治協議会エリアのうち、30のエリアで設置されています。引き続き未設置エリアへの設置支援や設置されたエリアへの会議の運営支援などを行い、すべての市民が住み慣れた地域で活躍できる地域のしくみづくりを進めます。

高齢者福祉

今年度から始まる「第5次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護などの多職種連携と市民同士の支え合いによる地域包括ケアシステムの浸透をめざします。

公共交通

伊賀鉄道の新駅「四十九駅」が、3月17日(土)に供用を開始しました。これをきっかけに、地域の振興と伊賀線の維持・活性化のために、伊賀鉄道(株)と連携して各種利用促進策などに取り組みます。

バス交通

交通不便地域を中心に、地域が主体となって運営する「地域運行バス支援制度」の導入に向け、導入ガイドラインを作成するなど制度の構築を図りました。また、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会を通じて詳細な内容説明を行っており、今後、制度の活用を検討する地域とともに導入に向けた協議を進めます。

◆プロジェクト④ 賑わいを取り戻す

歴史・文化や伝統産業など、市が持つ魅力的な地域資源が全国・世界に幅広く認知されつつあります。人口減少や高齢化による地域の活力の低下に歯止めをかけ、賑わいを取り戻すためには、市の魅力あふれる地域資源をあらゆる分野で最大限に活用することが重要です。

現庁舎地を中心とした賑わいづくり

市役所機能移転後の現庁舎地を中

心とした市街地の賑わいづくりについて、上野商工会議所をはじめとする各種団体の皆さんから、「平成31年1月の新庁舎への移転後に、現庁舎地に空白期間を生じさせることなく、速やかに賑わいを創出できるようにすべき」とのご意見・ご要望をいただいています。この場所での賑わい創出は、将来の伊賀市にとって必要不可欠と考えており、空白期間が生じないように、市民や訪れる人たちにとって魅力的な施設の整備に向け、速やかに進めます。

歴史・文化を生かしたまちづくり

俳句関係団体、関係自治体をはじめ、芭蕉翁生誕地の市民の皆さんと俳句のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みを進めます。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「上野天神祭のダンジリ行事」や、新たに国重要無形民俗文化財の指定答申を受けた「勝手神社の神事踊」の保存・継承に向け、支援を行います。



▲勝手神社の神事踊

【分野別計画】

健康・福祉

▼健康づくり

○健康マイレージや健康測定会などの事業を充実し、地域や市民の健康づくりの取り組みを支援していきます。また、自殺対策基本法の改正により、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が連携して自殺予防に取り組むため、「伊賀市自殺対策計画」を策定します。

○本年度から国民健康保険脳ドックの受診機関数を2カ所から3カ所に増やし、定員を400人から420人としています。

○保健指導、糖尿病重症化予防対策などのため、新たに資格を有する専門職を雇用し、医療費の削減に向けて予防・早期治療に努めます。

機関などが相互に連携した地域の防災体制の強化を図ります。
○新たに土砂災害警戒区域の指定が見込まれる地域(上野西部・小田・府中)や、国・県管理河川の浸水想定区域のハザードマップを作成し、市民に広く危険箇所を周知します。

▼治水対策

○迅速かつ正確な防災情報や緊急情報を伝えるため、「アラートの受信設備更新を行い、「防災行政無線」や「あんしん・防災ねっと」と連携する設備などの維持管理に努めます。

▼内水排水対策

○川上ダムは2022年度の完成に向けて工事が進められています。また、上野遊水地事業の河道掘削工事は引き続き実施します。

▼消費者問題

○年々巧妙化している詐欺や悪徳商法の情報収集に努め、相談者へ情報提供するほか、地域・団体への出前講座や街頭での注意喚起により消費者被害防止に努めます。

生活・環境

▼危機管理

○南海トラフや活断層による大地震の発生が懸念されており、いつどのような災害が発生しても不思議ではないと言われています。大規模災害などに備え、引き続き市民の皆さん・自主防災組織・消防団・関係

▼一般廃棄物

○三重県RDF焼却・発電事業の終了の前倒しの議論を行っており、今年度第1四半期をめどにとりまとめ、決定する予定です。その結果を踏まえ、地元のご理解を得たいと考えています。

▼水道事業

○伊賀市水道事業基本計画の方針に基づき、引き続き老朽管更新など水道施設の維持・更新や、経営効率化のための施設統廃合を計画的に進めます。

▼公共下水道事業・農業集落排水事業

○既存施設の長寿命化を図り、維持管理費を含むライフサイクルコストの低減や、施設機能の健全化を図るためのストックマネジメント実施方針などを策定し、施設の補修・改善などを計画的かつ効率的に実施します。

産業・交流

▼農業

○首都圏で伊賀の食材の販路を開拓したり、伊賀市のファンを増やして生産意欲の向上や観光振興につなげるために、今年度も東京で食材商談会を行います。

▼畜産振興

○繁殖和牛から採卵した受精卵を乳牛に移植して子牛を生産する技術（ET事業）の導入など、伊賀牛の増頭に向けた検討・取り組みを引き続き行います。

▼担い手農家・集落営農などへの支援

○昨年12月までに農地中間管理事業により「人・農地プラン」が策定された地域のうち11地区（9プラン）で、25haが担い手農家へ集約されました。引き続き、地域農業の将来に関する問題について各集落で危機感の共有と徹底した話し合いを行い、その結果をプラン作成につなげられるよう支援します。

▼有害鳥獣被害への対策

○三重県が実施している捕獲研究事業について今年度も引き続き住民自治協議会と協力しつつ、新規地域へ大型・小型捕獲檻の移設を行い、地域が中心となり、より一層の頭数管理を実施できるよう啓発などを進めます。

▼森林保全・林業

○森林資源として、未利用間伐材を木質バイオマスとして有効利用することを目的に補助事業などを推進するとともに、間伐などの促進による森林の持つ多面的機能の増進や地域

ぐるみの里山林の保全活動に対する支援の継続、集落を単位とした林業再生に向けた支援を行います。

▼商工業振興対策

○商工業活動を促進するために、上野商工会議所・伊賀市商工会・ゆめテクノ伊賀など関係機関と連携し、経営基盤の強化や安定化を図り、新規創業に向けた起業支援の推進に努めます。

▼伊賀の逸品を集めた「伊賀ブランド」について、引き続き、伊賀流忍者の認知度を生かして海外にも積極的に発信し、伊賀市の認知度アップと地場産業の販路拡大に努めます。



生活基盤

▼土地利用

○昨年9月に制定した「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」を4月2日(月)から運用します。これにより、合併以来の課題であった土地利用が全市統一した手法で管理が行えるようになります。

▼幹線道路・生活道路

○国道368号の4車線化の整備をさらに推し進めるためには、新大内橋の架橋と結節点となる名阪国道上野インターチェンジの改良を並行して推進することが必要です。関係自治体とともに国や三重県に対し、引き続き予算の確保と早期整備を要望します。

○県道信楽上野線の新服部橋の架け替えについては、仮橋を今年5月に、本橋を2021年8月に完成できるように、三重県が取り組んでいます。

○今年度は市道大野木白樫線などの2路線の完成を見込んでいます。市道西明寺緑ヶ丘線などの幹線道路の整備工事、上友田新堂線などの舗装修繕事業も防災・安全交付金を活用し、コスト縮減に努め、事業を進めたいと考えています。

○今年度、県内の全市町が橋梁長寿命化修繕計画を策定することとなり、市では優先順位を総合的に判断

▼雇用・就業

○労働・雇用対策として、三重県やハローワーク伊賀など、関係機関との連携を強化し、U・J・インターンによる若年労働力の確保と受け入れ側の雇用環境の改善など雇用対策を推進します。

し、コスト意識を持って修繕を図ります。

○昨年末に通行止めとなった山神橋は、河川管理者である三重県や三重県建設技術センターと橋梁架替を含んだ工法検討を進めており、補助事業採択に向け、国・県へ強く要望します。

教育・人権

▼人権施策

○人権課題の解決に向け、「第3次人権施策総合計画」に沿って、人権の相談体制の充実や人権啓発・教育をはじめ、人権意識の高揚や人権侵害防止に向けた施策を実施します。

○すべての人の人権が守られ、多様性が尊重される社会意識の醸成と誰もが自分らしく生きることができ、差別や排除のない人権尊重の社会づくりに努めます。

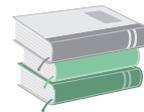
▼教育施策

○「一人ひとりが輝くこと」を教育理念として策定した「伊賀市教育大綱」を基として、「人権尊重の精神を培う教育」「生きる力を培う教育」「郷土理解と主権者の自覚を培う教育」「心豊かな人を育む教育」「芸術・文化・文化遺産継承の推進」の5つを基本方針として取り組みます。

▼学校教育

○「伊賀」への愛着と誇りを持ちながら、異なる言語・文化・伝統を持つ人たちとも協働し、共に成長しながら未来を創造する力を育成します。

○小学校での英語活動の時間と、学力向上のための学習時間を確保するため、今年度から土曜授業を廃止し、夏休みを4日間短縮します。



▼教育施設の整備

○統合による新居小学校の施設整備や阿山小学校北校舎の大規模改修など環境整備に取り組み、学校給食センターの整備を進め、引き続き学校施設の充実などに努めます。

▼校区再編

○現在、長田小学校と新居小学校の統合による環境整備を進めています。

▼生涯学習

○生涯学習センターなどを情報発信の拠点とし、学習や交流の場として、賑わいのある生涯学習活動の推進を図ります。

○10月に三重県人権同和教育研究会が伊賀市を主会場として開催されます。この大会を機に、さらに人権教育と人権啓発を推進し、生活を高め、未来を保障する教育の確立に努めます。

文化・地域づくり

▼スポーツ

○2021年に予定されている「三重とこわか国体」が、今年7月に（公財）日本体育協会で正式に開催決定される見込みです。このため、今年度から企画振興部内に国体推進課を設置し、大会運営体制の強化を図ります。

○国体などの開催に向けて必要な施設整備を計画的に行い、公共施設最適化計画の主旨を踏まえ、持続可能なスポーツ施設のあり方などについて計画策定を進めます。

計画の推進

▼地域内分権

○伊賀市自治基本条例は伊賀市誕生から13年が経過し、社会情勢なども変化していることから、昨年度から見直しの検討に入り、改正に向けた方針を策定しました。諮問機関である総合計画審議会からは、基本的人権の視点やガバナンス・協働によるまちづくりの視点、住民自治協議会に関する視点などの見直しのポイントを答申いただいております。今年度から本格的な見直しを開始します。

▼広報活動

○市民が誇れる、市外から選ばれる「伊賀市」を実現するため、市の魅力を市内外さらには世界に発信するためのシティブロモーションの視点に基づいた取り組みを進めます。



▼新庁舎の整備

○計画どおり順調に進んでおり、完成は今年11月末の予定で、1カ月間の引越し期間を経て、平成31年1月の開庁を予定しています。



人口減少や少子高齢化の進展などで、厳しい財政状況が予測されるなかで、持続可能な伊賀市づくり、住みやすい、安全安心の自立したまちづくりに邁進したい所存です。市民の皆さんと共に勇気と覚悟を持って「誇れる伊賀市」を築いていきたいと考えています。

ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】 秘書課
 ☎ 22・9600 FAX 24・7900

◆ 健康のために、この機会に接種しましょう

高齢者肺炎球菌の予防接種

【問い合わせ】 健康推進課
☎ 22-9653 FAX 22-9666



- 【期 間】** 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)
- 【対象者】** 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を一度も受けたことのない人のうち、次の①または②に該当する人
- ①今年度、対象年齢（65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳）になる人
- ②接種時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいなどで身体障害者手帳1級の人
- ※①の対象者には、案内はがきを送付します。
- ※対象年齢であっても、過去に肺炎球菌の予防接種費用の助成を受けている人は、定期接種の対象外となるため、案内はがきは送付しません。
- ※平成30年度までは65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の人が対象になり、65歳以上の人全員が5年間で1回は接種することができます。
- ※平成31年度からは65歳の人のみが対象になります。
- 【回 数】** 1回
- 【接種費用】** 自己負担額 3,000円
- ※生活保護を受給している人は無料
- 【場 所】** 県内の指定医療機関
- 【接種方法】** 直接医療機関に予約し、接種当日は必ず

案内はがきを持参してください。

【注意事項】

- 予診票は市内の実施医療機関にあります。市外の医療機関での接種を希望する場合は、予診票をお渡ししますので、ご連絡ください。
- 県外の医療機関での接種を希望する場合は、接種費用や接種方法が異なりますので事前にご連絡ください。（接種費用の全額を医療機関に支払い、後日申請すると、接種費用の一部を助成します。）

任意接種（対象年齢以外の人）の助成について

65歳以上で、今年度の定期接種対象外の年齢の人は、生涯1回に限り「高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成制度」で費用助成を受けることができます。助成券が必要ですので、希望する人は事前にお問い合わせください。

- 【期 間】** 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)
- ※この助成を受けた場合は、定期接種の対象年度で対象外となります。
- ※この制度は平成31年3月31日(日)で終了します。

◆ 高齢者肺炎球菌予防接種を実施する市内の医療機関（50音順）

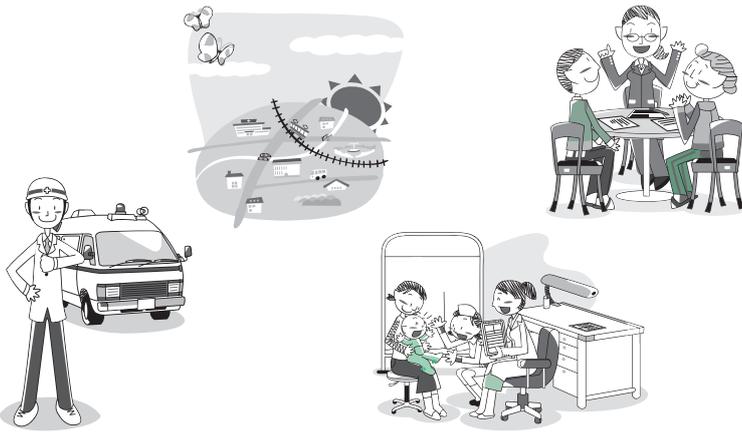
病院名	電話番号	病院名	電話番号	病院名	電話番号
あきやま腎泌尿器科	☎ 44-6516	亀田クリニック	☎ 26-0666	谷本整形	☎ 21-0934
アクアクリニック伊賀	☎ 21-6500	河合診療所	☎ 43-1511	中産婦人科緑ヶ丘クリニック	☎ 21-5678
浅野整形外科内科	☎ 36-2550	川原田内科	☎ 52-0500	梨ノ木診療所	☎ 26-5533
あずまクリニック	☎ 26-0333	紀平医院	☎ 45-5470	西田整形外科医院	☎ 23-4556
あずま診療所	☎ 46-9977	霧生診療所	☎ 54-1002	ひらい小児科クリニック	☎ 21-3101
阿波診療所	☎ 48-0004	黒田クリニック	☎ 52-2099	広瀬医院	☎ 21-1383
伊藤医院	☎ 24-4700	佐那具医院	☎ 23-3330	まちしクリニック	☎ 45-7788
猪木内科医院	☎ 21-8288	嶋地医院	☎ 37-0114	松本胃腸内科	☎ 26-3750
上野総合市民病院	☎ 24-1111	しみずハートクリニック	☎ 21-4528	宮本医院	☎ 21-4719
上野病院 ※入院のみ	☎ 21-5010	しもむら整形外科	☎ 26-2960	森川病院	☎ 21-2425
馬岡医院	☎ 21-3005	城医院	☎ 52-0017	森田クリニック	☎ 22-2233
大西医院	☎ 21-0219	滝井医院	☎ 23-1111	ゆめが丘クリニック	☎ 26-0100
おおのクリニック	☎ 22-1220	竹沢医院	☎ 59-2019	吉村クリニック	☎ 22-2121
岡波総合病院	☎ 21-3135	竹沢内科歯科医院	☎ 23-5553		
金丸脳脊髄外科クリニック	☎ 41-1192	竹代クリニック	☎ 22-2300		

- 【問い合わせ】**
- 伊賀市保健センター（健康推進課：ハイトピア伊賀4階） ☎ 22-9653
 - いがまち保健福祉センター（地域包括支援センター東部サテライト） ☎ 45-1016
 - 青山保健センター（地域包括支援センター南部サテライト） ☎ 52-2280

市税は納期限までに納めまじょう

【問い合わせ】 収税課 ☎ 22・9612 FAX 22・9618

市税は、市民の皆さんが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な財源です



納税は国民の義務です。市では、財源の確保と納税の公平性を保つため、滞納の解消に向け、取り組んでいます。市税は納税者の皆さんに納期限内に自主的に納めていただくものです。納税通知書などで納期限をご確認いただき、期限までに納付をお願いします。

■市税を滞納すると

滞納とは、定められた納期限内に納付が無いことをいいます。納期限が過ぎても納付いただいていない場合には、督促状や催告書などにより納付を促しています。

滞納すると、本来の税額のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めていただくかなければならなくなり、納税する人にとって不利益となります。

◆滞納者には滞納処分を行います

滞納市税について、法律では「督

促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「財産を差し押さえなければならぬ」と定められています。督促状や催告書にも応じず市税を滞納し続けた場合は、納期限までに納めた人との公平性を保つため、やむを得ず財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。

《滞納処分の対象となる資産》

- 債権
↓ 預貯金・給与・年金など
- 不動産
○動産
↓ 自動車・バイク・絵画など
- 無体財産権
↓ 出資金（信用組合・農業協同組合など）

◆インターネット公売を

実施しています

差し押さえた不動産・動産などの財産をインターネット公売を利用して売却し、売却代金を滞納市税に充

てています。

インターネット公売は「せり売り形式」、不動産を「入札形式」で行っています。

インターネット公売に関するお知らせは、市ホームページや広報いが市、文字放送で行っていますのでご覧ください。



■納付が困難な場合は 早めのご相談を

病気や事業の廃止など、特別な事情により納付が困難な人は、そのまま放置せずに収税課まで早めに相談してください。

また、昼間は忙しくて納税相談に来られない人のために、収税課では夜間窓口を開設しています。毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。

※納税相談は、土・日曜日、祝日を除く。

■市税の納付は

口座振替が安心・便利

市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税は安心で便利な口座振替をご利用ください。

納期限の日に、指定いただいた金融機関の口座から自動的に振り替えられますので、納付のために金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどへ出向く手間が省けます。

また、一度手続きをすれば翌年度以降も口座振替は継続されます。

【口座振替の申込方法】

預貯金通帳・通帳の届出印を用意し、市内の金融機関・収税課・各支所住民福祉課の窓口にある「伊賀市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、市指定金融機関の窓口へ直接申し込んでください。

手続きには約1カ月必要ですので、余裕を持って手続きをしてください。

【取扱金融機関】（50音順）

- 次の金融機関の本店・各支店
- 伊賀ふるさと農業協同組合
- 北伊勢上野信用金庫
- 滋賀銀行 ○第二銀行
- 中京銀行 ○東海労働金庫
- 南都銀行 ○百五銀行
- 三重銀行 ○三菱UFJ銀行
- ゆうちょ銀行・郵便局

市税は
コンビニエンスストアでも
納めることができます

市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の市税は、コンビニエンスストアでの納付が可能です。

休日や夜間でも納めることができますので、それぞれの納期限内であれば、曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付することができます。



【取扱店舗】（50音順）

- くらしハウス
- コミュニティ・ストア
- サークルK
- サンクス
- スリーエイト
- 生活彩家
- セイコーマート
- セーブオン

- セブン・イレブン
 - タイエー
 - デイリーヤマザキ
 - ニューヤマザキデイリーストア
 - ハセガワストア
 - ハマナスクラブ
 - ファミリーマート
 - ポプラ
 - ミニストップ
 - ヤマザキスペシャルパートナー ショップ
 - ヤマザキデイリーストア
 - ローソン
 - ローソンストア100
- ※このほか、店頭などに「MMK設置店」の表示のある店舗でも納付することができます。

次の場合は、コンビニエンスストアで納付できません。

- 納付書に書かれている納期限を過ぎている場合
- バーコードが印字されていない、または読み取れない場合
- 金額が30万円を超える場合
- 金額を訂正した場合



多重債務を

かかえてしまったら

税金を滞納
していて、消費者金融などから長期にわたって借入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時にお伝えください。



市民生活課では、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を受け付けています。また、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

①弁護士相談（法律）

月2回 ※予約制

②司法書士相談（登記・相続・借金問題など）
月1回 ※予約制

③消費者相談専用ダイヤル
☎22・9626

※午前9時～午後4時
（土・日曜日、祝日を除く。）

④法テラス三重無料相談
2カ月に1回 ※予約制

【問い合わせ】

①～③市民生活課

☎22・96388 FAX22・9641

④法テラス三重

☎0500・33383・5470

平成30年度 乳幼児予防接種



◆定期接種 【実施期間】 4月1日～平成31年3月31日

定期接種（無料）	接種対象年齢	接種回数	標準的な接種方法・注意事項など	
ヒブ 肺炎球菌	生後2カ月～5歳未満	1～4回	接種開始月齢によって、接種できる回数が異なります。詳しくは接種医療機関で確認してください。	
B型肝炎	1歳未満	3回	1回目の接種の4週間後に2回目、その5～6カ月後に3回目を接種しましょう。	
四種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ)	1期初回	生後3カ月～7歳6カ月未満	3回	生後3カ月～1歳までの間に、20日以上間隔をあけて3回接種しましょう。
	1期追加	1期初回接種終了後 1年～1年半（7歳6カ月未満）	1回	1期初回の3回の接種が終了した後、1年～1年半の間に受けることで免疫が強化されます。
※三種混合ワクチンまたは不活化ポリオワクチンを接種している人は、お問い合わせください。				
BCG	1歳未満	1回	生後5～8カ月の間に接種しましょう。	
麻しん・ 風しん混合 (MR)	1期	1～2歳未満	1回	満1歳の誕生日を過ぎたら、なるべく早く接種しましょう。
	2期	平成24年4月2日～平成25年 4月1日生まれ（年長児）	1回	年長児になったら、なるべく早く接種しましょう。
水痘（みずぼうそう）	1～3歳未満	2回	1歳になったら、6カ月以上間隔をあけて2回接種しましょう。	
日本脳炎	1期初回	3～7歳6カ月未満	2回	3～4歳までの間に、6～28日（1～4週間）まで間隔をあけて2回接種しましょう。
	1期追加	初回接種終了から約1年後 （7歳6カ月未満）	1回	1期初回の2回目の接種が終了した後、おおむね1年あけて接種しましょう。
	2期	9～13歳未満	1回	9歳になったら、なるべく早く接種しましょう。
※特例として、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれで、1期・2期の接種が完了していない人は、20歳未満の間で不足回数分の接種を受けることができます。 ※平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれで、1期の接種が終了していない人は、9歳以上13歳未満の期間に不足回数分の接種を受けることができます。				
二種混合（DT） (ジフテリア・破傷風)	11～13歳未満	1回	11歳になったら、なるべく早く接種しましょう。	
子宮頸がん	小学6年生（12歳相当）～ 高校1年生（16歳相当）の女子	3回	6カ月の間に3回接種します。現在、積極的な勧奨はしていません。	

- ※対象年齢の人は、接種日時などを直接医療機関に確認し、必ず予約してから予防接種を受けてください。
- ※費用は無料ですが、対象年齢以外で接種する場合は全額自己負担になります。
- ※接種当日は、母子健康手帳と予診票を持参してください。
- ※予診票をお持ちでない人は、市内の実施医療機関にありますので、予約時にお問い合わせください。

- ※市外の医療機関での接種を希望する人は、予診票をお渡ししますのでご連絡ください。
- ※実施場所は、原則として県内の指定医療機関です。（市内の指定医療機関は9ページのとおりです。）
- ※県外の医療機関で接種する場合は、手続きが必要ですので事前に健康推進課までご連絡ください。
- ※平成29年4月1日から、県外での接種費用助成事業の対象者の範囲が広がりました。

◆任意接種 【実施期間】 4月1日～平成31年3月31日

任意接種（有料） ※一部助成あり	接種対象年齢	助成限度額・回数	標準的な接種方法・注意事項など	
ロタウイルス	1価ワクチン (ロタリックス)	生後6～24週未満	6,000円・2回	4週間以上の間隔をあけて2回接種しましょう。
	5価ワクチン (ロタテック)	生後6～32週未満	4,000円・3回	4週間以上の間隔をあけて3回接種しましょう。
おたふくかぜ	1～4歳未満	2,500円・1回	3歳より前に接種することをお勧めします。	

- ※伊賀市・名張市（一部）の医療機関で接種した場合は、費用から助成額を差し引いた金額を医療機関窓口でお支払いください。（市への申請は必要ありません。）

- ※その他の医療機関で接種した場合は申請が必要です。





◆市内の指定医療機関 (50 音順)

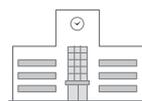
医療機関名	電話番号	ヒブ・肺炎球菌	B型肝炎	四種混合・ポリオ	BCG	MR	水痘	日本脳炎	DT	子宮頸がん	任意接種*
浅野整形外科内科	☎ 36-2550								○		
あずま診療所	☎ 46-9977							○ 1期除く	○		
阿波診療所	☎ 48-0004	○	○	○ ポリオ除く		○	○	○	○	○	△
上野こどもクリニック	☎ 23-8558	○	○	○ ポリオ除く	○	○	○	○	○	○	◎
岡波総合病院	☎ 21-3135	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
亀田クリニック	☎ 26-0666							○ 1期除く	○		
河合診療所	☎ 43-1511	○	○	○		○	○	○	○	○	△
川原田内科	☎ 52-0500					○ 1期除く		○	○	○	
紀平医院	☎ 45-5470					○ 1期除く		○ 1期除く	○		
黒田クリニック	☎ 52-2099	○ 1歳以上		○ 1歳以上		○	○	○	○	○	△
佐那具医院	☎ 23-3330							○ 1期除く	○	○	
嶋地医院	☎ 37-0114							○ 1期除く	○		
しみずハートクリニック	☎ 21-4528									○	
城医院	☎ 52-0017					○	○	○	○		△
滝井医院	☎ 23-1111			○ ポリオ除く		○		○	○	○	
竹沢医院	☎ 59-2019							○ 1期除く	○	○	
中産婦人科 緑ヶ丘クリニック	☎ 21-5678	○	○	○ ポリオ除く	○	○	○	○	○	○	◎
ひらい小児科クリニック	☎ 21-3101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
まちしクリニック	☎ 45-7788	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
宮本医院	☎ 21-4719									○	
森川病院	☎ 21-2425	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
森田クリニック	☎ 22-2233							○ 1期除く	○		
ゆめが丘クリニック	☎ 26-0100					○ 1期除く		○	○		
吉村クリニック	☎ 22-2121							○ 1期除く	○	○	

*任意接種 ◎：ロタウイルス・おたふくかぜ △：おたふくかぜのみ

【問い合わせ】

- 伊賀市保健センター（健康推進課：ハイトピア4階） ☎ 22-9653 FAX 22-9666
- いがまち保健福祉センター（地域包括支援センター東部サテライト） ☎ 45-1016 FAX 45-1055
- 青山保健センター（地域包括支援センター南部サテライト） ☎ 52-2280 FAX 52-2281

◆ 小・中学校でかかる費用の一部を援助します 平成30年度 就学援助制度



【問い合わせ】 学校教育課
☎ 47-1282 FAX 47-1290

経済的な理由で、学用品費や給食費など学校でかかる費用にお困りの人に、学校へ納入した費用の一部を市が援助します。(希望する場合は申請が必要です。)

なお、年度ごとに認定しますので、前年度から引き続き援助を希望する場合も必ず申請してください。

※生活保護受給者は、生活保護と重複する内容の援助は受けることができません。

【対象者】

市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者
※所得制限があります。

【申請先】 在籍する小・中学校

【支給時期】

年3回(7月・12月・3月)に分けて支給します。

【問い合わせ】 各小・中学校、学校教育課

■平成30年度支給予定額(4月認定の場合)

費目	支給対象学年		金額(小学校)	金額(中学校)
学用品費	全学年		11,420円	22,320円
通学用品費	小学校2～6年生・中学校2・3年生		2,230円	2,230円
新入学児童 生徒学用品費	小学校	4月認定の小学校1年生	20,470円	23,550円
	中学校	4月認定の中学校1年生 ※平成30年3月1日に小学校6年生 で認定のあった場合は除く。 ※支給はいずれか1回のみ		
校外活動費	宿泊を 伴う場合	校外活動実施学年 ※交通費・見学科に限る。	上限 3,620円	上限 6,100円
	宿泊を 伴わない場合	全学年	1,570円	2,270円
学校給食費	全学年		35,500円	40,700円
通学費	全学年 ※公共交通機関を利用した通学に限る。		実費額(4km以上)	実費額(6km以上)
修学旅行費	修学旅行実施学年		実費額	
医療費	全学年 ※学校病*の治療に限る。 *トラコーマ・結膜炎・白癬(水虫)・疥癬・膿痂疹(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(蓄のう症)・アデノイド・う歯(虫歯)・寄生虫病(虫卵保有)		健康保険加入の場合の自己負担分(3割)	

◆平成30年度の講座を紹介します

上野公民館講座 参加者募集

【問い合わせ】 上野公民館
☎ 22-9637 FAX 22-9692

講座名	とき	ところ	内容
①悠々セミナー (全9回)	5月～平成31年2月のおおむね毎月第4火曜日 午後1時30分～3時	ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室	歴史や文学、人権をはじめ、幅広い教養、趣味的な学習を通して、豊かで潤いのある生涯を育みます。 認知症や転倒予防を改善し、健康でいきいきとした生活ができるように、心と身体のバランスを整えていきます。(講師:佐藤 実さん)
②「脳&足筋」 体幹予防講座 (前期:4回)	6月～9月の第1水曜日 午後2時～3時		

【対象者】 20歳以上の人

【定員】 ①150人 ②50人

※定員を超える申し込みがあった講座は、抽選により受講者を決定し、結果を郵送で通知します。

※受講者は毎回必ず参加してください。

【申込方法】 上野公民館または上野支所管内の公民館分館(21カ所)にある用紙に必要事項を記入の上、持

参で提出していただくか、上野公民館へ直接電話で申し込んでください。

【申込期間】

4月10日(火)～24日(火) 午前9時～午後5時

【申込先】 伊賀市上野丸之内500番地

ハイトピア伊賀 5階 上野公民館

※土・日曜日は ☎ 22-9801 へお問い合わせください。

◆ 三重大学伊賀連携フィールドによる講座を開催します

市民講座 忍者・忍術学講座 (前期)

【問い合わせ】 総合政策課
☎ 22-9623 FAX 22-9672

【と き】

① 4月 21日 ② 5月 19日

③ 6月 16日 ④ 7月 21日

⑤ 8月 18日 ⑥ 9月 15日

※いずれも土曜日の午前 10 時 30 分～正午

【と ころ】

ハイトピア伊賀 3階コミュニティ情報プラザホール

【内 容】

◆ 講座 (前期) のテーマ

「江戸の忍者 戦国の忍者」

① 演題：「江戸の建設と服部半蔵・伊賀者」

講師：國學院大學文学部

教授 根岸 茂夫さん

② 演題：「広敷伊賀者と御庭番－隠密御用の実際－」

講師：徳川林政史研究所

副所長 深井 雅海さん

③ 演題：「江戸時代の伊賀者－一揆探索の隠密御用－」

講師：早稲田大学

名誉教授 深谷 克己さん

④ 演題：「伊賀と甲賀の一揆について」

講師：国際日本文化研究センター

助教 呉座 勇一さん

⑤ 演題：「小天狗清蔵について－その活動と天正伊賀の乱後の復興－」

講師：三重県総合博物館展示・交流事業課

課長 瀧川 和也さん

⑥ 演題：「徳川幕府伊賀者の成立と展開」

講師：三重大学国際忍者研究センター

准教授 高尾 善希さん

【問い合わせ】

○ 三重大学人文学部チーム総務担当 ☎ 059-231-6991

○ 総合政策課



◆ 作品のご応募をお待ちしています

第11回 輝け! いがっ子フォトコンテスト

【問い合わせ】 生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692



▲昨年度の最優秀賞作品

「いがっ子」の写真をお待ちしています。

“伊賀の子どもたち＝いがっ子”の日常の姿をお送りください。

大人が撮った「いがっ子」の姿、子どもが撮った「いがっ子」の姿。さまざまな「い

○ 理事特別賞：1点《賞状・副賞 (2,000 円相当)》

○ 入賞：10点《賞状・副賞 (1,000 円相当)》

※参加賞があります。

【審査・発表】

青少年育成市民連絡会議役員と写真の専門家により審査し、直接本人に通知します。

※応募作品で使用する被写体・著作物の肖像権・著作権などは、応募者の責任で、全ての被写体・原作者などの使用許諾承認を得た上で応募してください。

※撮影の際は被写体となる人などに声をかけてから撮影してください。

※応募作品をいがっ子憲章の広報活動に使用する場合は、撮影者の氏名・住所 (町名まで) を表示します。児童・生徒の場合は学校名・学年を表示します。

【応募方法】

郵送または持参

【応募期間】

4月 10 日(火)～5月 15 日(火)

【応募先】

〒 518-0873 伊賀市上野丸之内 500 番地

ハイトピア伊賀 5階

伊賀市教育委員会生涯学習課



狂犬病予防注射と犬の登録

市民生活課 ☎ 22-9638 FAX 22-9641

月	日	曜	時間	実施場所
4	16	月	9:30 ~ 10:05	猪田地区市民センター
			10:25 ~ 10:45	依那古地区市民センター
			11:05 ~ 11:20	比自岐地区市民センター
			11:40 ~ 12:15	神戸地区市民センター
			13:40 ~ 14:00	きじが台地区市民センター
4	17	火	10:50 ~ 11:30	新居地区市民センター
4	20	金	9:30 ~ 9:50	三田地区市民センター
			10:10 ~ 10:30	佐那具町コミュニティセンター
			10:50 ~ 11:10	府中地区市民センター
			11:30 ~ 11:55	小田地区市民センター
4	23	月	9:30 ~ 9:45	上野南部地区市民センター
			10:00 ~ 10:15	緑ヶ丘本町公民館北側
			10:35 ~ 10:50	上野西部地区市民センター
			11:25 ~ 11:40	諏訪地区市民センター
4	25	水	9:30 ~ 9:45	古山地区市民センター
			10:05 ~ 10:30	花垣地区市民センター
			10:40 ~ 10:55	治田ふれあいプラザ
			11:10 ~ 11:35	(旧)白樫農協出張所
			13:00 ~ 13:20	花之木地区市民センター
4	27	金	13:40 ~ 14:00	長田地区市民センター
			9:30 ~ 9:55	中瀬地区市民センター
			10:20 ~ 10:35	蓮池公民館
			10:45 ~ 11:00	友生地区市民センター
			11:15 ~ 11:25	下友生第2公民館
4	27	金	11:40 ~ 12:15	ゆめぼりすセンター玄関前
			13:35 ~ 13:50	久米地区市民センター
			14:00 ~ 14:15	八幡町市民館

伊賀支所住民福祉課 ☎ 45-9104 FAX 45-9120

月	日	曜	時間	実施場所	
4	25	水	9:30 ~ 9:45	川西公民館駐車場	
			9:55 ~ 10:15	川東多目的集会所	
			10:25 ~ 10:45	山畑農事集会所	
			10:55 ~ 11:35	希望ヶ丘生きがいセンター	
			13:00 ~ 13:20	愛田公民館	
			13:30 ~ 13:50	新堂元気老人ステーション	
			14:00 ~ 14:15	柏野公民館	
			14:25 ~ 14:35	御代区駐車場	
	4	26	木	9:30 ~ 10:00	西柘植地区市民センター
				10:10 ~ 10:30	中柘植集落センター
				10:40 ~ 10:55	野村集落センター
				11:05 ~ 11:25	小林集議所
				11:35 ~ 11:50	倉部公民館
4	26	木	13:10 ~ 13:30	下町区コミュニティセンター	
			13:40 ~ 13:55	いがまち人権センター	
			14:05 ~ 14:20	上村多目的集会所	
			14:30 ~ 14:45	小杉高齢者等活性化センター	

■ 狂犬病予防注射をしましょう

犬の飼い主は、飼い犬に「狂犬病予防注射」を毎年1回、4月1日から6月30日までの間に受けさせることが、狂犬病予防法で定められています。

予防注射は、市が(公社)三重県獣医師会の協力のもと実施する「狂犬病予防集合注射」の会場または動物病院で受けることができます。左の表で日程を確認し、最寄りの会場で受けてください。集合注射に行けない場合は、動物病院で注射を受けてください。

【料 金】

○すでに登録済みの犬で注射のみの場合：3,200円

○注射と同時に登録をする場合：6,200円

(注射 3,200円・登録 3,000円)

※当日、おつりがいらぬように準備してください。

■ 集合注射の注意事項

○注射の案内はがきが届いた人は、当日必ずはがきを持参してください。はがきがないと受付に時間がかかります。(動物病院で注射をする場合も同様)

○はがきの裏面にある問診票に記入の上、持参してください。犬の体調が悪い場合などは、獣医師の判断により注射をしないことがあります。また、妊娠中の犬への予防注射はできません。

○普段から犬の世話をし、その犬をコントロールできる人が連れてきてください。

○首輪にリードを付けるか、キャリーバッグに入れた状態で連れてきてください。また、注射の妨げになる場合がありますので、服は着せないでください。

○会場ではリードを短く持ち、ほかの犬や人にかみつかないよう気を付けてください。事故やトラブルが発生した場合、市や(公社)三重県獣医師会は責任を負いません。

○ふん・尿の始末は飼い主が行ってください。

■ 愛犬の登録をしましょう

犬を飼う場合、狂犬病予防法により、必ず登録をしなければなりません。

登録は「生涯登録」で、最初の1回のみです。市民生活課・各支所住民福祉課・市が登録業務を委託した動物病院・集合注射会場で登録できます。対象は、まだ登録していない飼い犬や新しく飼い始めた生後91日以上の子犬です。

※注射の案内はがきが届いた人で、はがき表面の右下に「未登録」と書かれている場合は必ず登録してください。

青山支所住民福祉課 ☎ 52-3227 FAX 52-2174				
月	日	曜	時間	実施場所
4	19	木	9:00 ~ 9:20	霧生農研センター
			9:50 ~ 10:00	腰山コミュニティセンター
			10:20 ~ 10:30	種生生活改善センター
			10:50 ~ 11:20	桐ヶ丘地区市民センター
			12:50 ~ 13:00	上高尾生活改善センター
			13:10 ~ 13:20	原池集議所
			13:30 ~ 13:50	青山支所前
	20	金	9:00 ~ 9:15	上津コミュニティセンター
			9:25 ~ 9:40	妙楽地生活改善センター
			9:50 ~ 10:05	北山公民館
			10:20 ~ 10:30	別府集議所
			10:40 ~ 10:50	青山羽根生活改善センター
			11:05 ~ 11:20	青山文化センター
			12:50 ~ 13:20	桐ヶ丘地区市民センター
13:30 ~ 13:50	青山支所前			

■ 鑑札と注射済票を装着させましょう

登録した場合は「鑑札」を、狂犬病予防注射を受けた場合は「狂犬病予防注射済票」を交付します。狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬に鑑札・注射済票を装着させる義務があります。

※今年度の注射済票は青色です。

伊賀市の鑑札・注射済票デザイン

鑑札



《サイズ》
横 30mm × 縦 20mm

狂犬病予防注射済票



《サイズ》
横 18mm × 縦 25.2mm

■ 犬の転居・死亡

犬と共に住所を異動する場合や犬が死亡した場合は市民生活課または各支所住民福祉課まで必ず届け出てください。届け出がないと登録情報は変更されません。

【届出先】

○ 転居 (市内⇒市内): 市民生活課・各支所住民福祉課

○ 転出 (市内⇒市外): 転出先の市役所など

※ 転出の場合は、伊賀市で交付を受けた犬の鑑札を持参してください。

○ 転入 (市外⇒市内): 市民生活課・各支所住民福祉課

【問い合わせ】 市民生活課 ☎ 22-9638 FAX 22-9641

島ヶ原支所住民福祉課 ☎ 59-2109 FAX 59-3196				
月	日	曜	時間	実施場所
4	17	火	13:30 ~ 14:10	正月堂前
			14:30 ~ 15:20	島ヶ原支所裏

阿山支所住民福祉課 ☎ 43-0333 FAX 43-1679						
月	日	曜	時間	実施場所		
4	12	木	9:30 ~ 10:10	横山多目的集会施設		
			10:25 ~ 10:35	内保集落センター		
			10:50 ~ 11:30	玉滝地区市民センター		
			13:00 ~ 13:15	湯舟コミュニティセンター		
			13:25 ~ 13:45	西湯舟生活改善センター		
			13:55 ~ 14:05	東湯舟コミュニティセンター		
			14:15 ~ 14:35	上友田いきいきセンター		
			14:45 ~ 14:55	鞆田地区市民センター		
			15:05 ~ 15:30	下友田多目的集会所		
			13	金	9:30 ~ 9:45	波敷野消防倉庫
					10:00 ~ 10:15	音羽生活改善センター
					10:30 ~ 10:45	丸柱地区市民センター
					11:00 ~ 11:20	石川集落センター
					13:00 ~ 13:20	阿山支所西側
	13:35 ~ 13:45	川合公民館				
	14:00 ~ 14:10	阿山ハイツ公民館				
	14:25 ~ 14:40	円徳院コミュニティセンター				

大山田支所住民福祉課 ☎ 47-1163 FAX 46-1764						
月	日	曜	時間	実施場所		
4	18	水	13:00 ~ 13:10	坂下コミュニティホール前		
			13:15 ~ 13:25	中馬野公民館		
			13:30 ~ 13:40	奥馬野公民館		
			13:45 ~ 13:55	広瀬公民館		
			14:00 ~ 14:10	川北公民館		
			14:15 ~ 14:25	中村公民館		
			14:30 ~ 14:40	鳳凰寺公民館		
			14:45 ~ 14:55	甲野公民館		
			15:00 ~ 15:10	畑村公民館		
			15:15 ~ 15:25	炊村公民館		
			15:30 ~ 15:40	千戸公民館		
			15:45 ~ 16:00	大沢公民館		
			19	木	13:00 ~ 13:10	上阿波公民館
					13:15 ~ 13:25	子延公民館
					13:30 ~ 13:40	平松公民館
					13:45 ~ 13:55	富永公民館
					14:00 ~ 14:10	猿野公民館
					14:15 ~ 14:25	須原公民館
	14:30 ~ 14:40	下阿波公民館				
	14:50 ~ 15:00	出後公民館				
	15:05 ~ 15:15	富岡公民館				
	15:20 ~ 15:30	中島公民館				
	15:35 ~ 15:45	真泥公民館				
	15:50 ~ 16:00	平田公民館				

知ってほしい！

伝えたい！

伊賀市の今



このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流などについて市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。

子育て

今年4月に、伊賀市で初めての地域小規模児童養護施設が誕生しました。これは、何らかの事情で保護者と一緒に暮らすことができなくなった子どもたちが、より家庭的な環境の中で支援を受けながら生活する施設で、社団法人張厚生協会が緑ヶ丘東町に設置したものです。今後は新しい児童福祉の拠点として、地域に密着した活動が展開される予定です。(こども未来課)



《問い合わせ》

こども未来課 ☎ 22・9677
地域づくり推進課 ☎ 22・9680 FAX 22・9646
FAX 22・9694

移住・交流

三重県主催で首都圏の女性を対象に伊賀市の移住体験ツアーが開催され、東京や神奈川などから7人が参加しました。



参加者は市担当者の案内でまち歩きをしながら、自分たちの目線で伊賀市の魅力を確認しました。その後、先輩移住者や移住コンシェルジュとの交流会に参加し、移住した場合の具体的な生活についてイメージしていました。(地域づくり推進課)

春の全国交通安全運動

～4月10日は
交通事故死ゼロを目指す日～
【運動期間】 4月6日(金)～15日(日)

- 【運動の重点】
- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
 - 自転車の安全利用の推進
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 飲酒運転の根絶

【問い合わせ】 市民生活課
☎ 22-9638 FAX 22-9641

今月の納税

●納期限 5月1日(火)

納期限内に納めましょう
固定資産税(1期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】
収税課 ☎ 22-9612

お知らせ

介護保険料の仮徴収額通知書をご確認ください

65歳以上の人を対象に、4月から8月分の介護保険料仮徴収額を算定しました。

その通知書を4月11日(水)に発送しますので、確認の上、納期限までに納入してください。口座振替の場合は指定の口座から納期限に振り替えます。

特別徴収を継続する人には、今回の仮徴収額通知書を発送しませんが、徴収額に変更がある人には、介護保険料額変更通知書を発送します。

なお、年間保険料額は平成30年度の市民税の課税状況などをもとに7月に確定し、改めてお知らせします。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課
☎ 26-3939
FAX 26-3950



お知らせ

便利なポケットサイズの時刻表をご利用ください

今春のダイヤ改正に合わせて、市内の鉄道路線をより便利にご利用いただくため、各路線の連絡時刻が分かるポケットサイズの時刻表を作成しました。

JR関西本線・伊賀鉄道伊賀線・近鉄大阪線の乗り継ぎを分かりやすく掲載しています。巻末には、上野コミュニティバス「しらさぎ」の時刻表も載っていますので、ぜひご利用ください。

【配布開始日】

4月2日(月)

【配布場所】

- 交通政策課
- 本庁舎玄関受付
- 各支所(上野支所を除く。)
- 各地区市民センター
- 伊賀鉄道上野市駅など

【問い合わせ】

交通政策課
☎ 22-9663 FAX 22-9852



お知らせ拡大版

募集 法テラス三重 巡回無料法律相談会

離婚・相続・借金などのトラブルにお困りで、収入状況など一定の要件に当てはまる人を対象に、弁護士による無料法律相談会を開催します。

【と き】

4月18日(水) 午後1時～4時

【ところ】

上野ふれあいプラザ 3階ボランティア活動室

【定員】 6人 ※先着順

【申込期限】

4月17日(火) 午後5時

【申込先・問い合わせ】

日本司法支援センター三重地方事務所(法テラス三重)

☎ 050-3383-5470

※次回の開催は、6月20日(水)です。

【担当課】 市民生活課

お知らせ

催し

募集 あおやまキャラバン先生と 一緒に田植え体験

【と き】

5月6日(日) 午前9時30分～

【ところ】

高尾地内(青山地域)

【内容】

手植え体験・どろんこ競争・おにぎりの振る舞い

講師：あおやまキャラバン先生

【対象者】 3歳以上小学生以下の子どもと保護者

【料金】 500円

【定員】 30人 ※先着順

【申込方法】 住所・氏名・年齢・電話番号を電話・ファックス・持参のいずれかでお知らせください。

【申込開始日】

4月6日(金) 午前8時30分～

【申込先・問い合わせ】

伊賀市阿保 1411番地

青山公民館

☎ 52-1110 FAX 52-1211

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

催し 菜の花まつり

【と き】 4月21日(土)

午前10時～午後3時

【ところ】

ハイトピア伊賀 多目的広場

【内容】 菜の花プロジェクトの環境として、菜の花を見て、食べて、楽しめるイベントを開催します。

会場には菜種油を使用した各種飲食・販売ブースなどがあります。

【問い合わせ】 農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

催し 寺田市民館 「じんけん」パネル展

【と き】

①4月2日(月)～26日(木)

②5月1日(火)～30日(水)

※いずれも午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】

①寺田教育集会所 第1学習室

②大山田農村環境改善センター

1階ロビー

【内容】 「知っていますか 女性差別撤廃条約」

全ての人々が自分らしく生きていける世の中を作るために、この条約を振り返り、新たな目線で私たちの日常生活を見つめ直してみませんか。

【問い合わせ】

①寺田市民館 ☎/FAX 23-8728

②人権政策課

☎ 47-1286 FAX 47-1288

催し 認知症の人と家族の会 「伊賀地域つどい・交流会」

認知症の人を介護する家族の情報交換の場です。

【と き】 4月24日(火)

午後1時30分～4時

【ところ】

ゆめぽりすセンター

【料金】 200円(認知症の人は無料。家族の会会員は100円)

※認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。

【問い合わせ】

地域包括支援センター南部サテライト

☎ 52-2715 FAX 52-2281

お知らせ 重度障がい児(者) タクシー等利用料金・ 自動車等燃料費助成

重度の障がいのある人が社会参加や医療機関へ通院などをするための交通費を助成します。

【対象者】

次のいずれかの手帳をお持ちの人

○身体障害者手帳1級・2級

○療育手帳A1・A2

○精神障害者保健福祉手帳1級

※伊賀市障がい児(者)訓練施設等通所費助成を受給している人は対象外です。

【助成額】 次のいずれかを選択してください。

○タクシー等乗車券・自動車燃料券
年間7,200円(1カ月あたり600円)

○原動機付自転車燃料券
年間3,600円(1カ月あたり300円)

※年度の途中に手帳が新たに交付された場合は、交付月以降分を助成します。

【申請方法】 障害者手帳・印鑑(自動車燃料券・原動機付自転車燃料券の場合は免許証・車検証または車両番号の分かるもの)を持参の上、申請してください。

【申請先・問い合わせ】

伊賀市上野丸之内116番地

障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

各支所住民福祉課

催し 芭蕉翁記念館 春の展示

芭蕉翁記念館は、4月から市の直営施設となり、新たな展示を行います。

今年度は、「日本の四季と芭蕉」と題し、季節に合わせて芭蕉さんの作品を展示します。芭蕉さんの季節感に親しみ、思いを馳せていただけるよう、真筆を中心に紹介します。

【と き】

4月3日(火)～6月30日(土)

【内容】 「日本の四季と芭蕉 春～木のもとに汁もなますも桜哉～」

【展示替えなどに伴う休館日】

4月1日(日)・2日(月)、7月1日(日)～6日(金)、9月20日(木)・21日(金)、12月27日(木)・28日(金)

【問い合わせ】

文化交流課 ☎ 22-9621



親子で和菓子づくりに挑戦!

第8回 楽がきくらぶ (3月3日)

阿山保健福祉センターで、阿山公民館教室の第8回楽がきくらぶを開催しました。

今回は、色のついた餡子を使い、さまざまな形の和菓子を作りました。参加した8組の親子は、色とりどりの餡子を組み合わせて三色団子やキャラクターなどの形を作ったり、クッキー型でハートや星などの形をくり抜いたりしました。中には、この日がひな祭りということもあって、おひなさんやひし餅を作る親子もいました。



◀▲和菓子づくりを通して親子で楽しくふれあえる時間を過ごしました。



やさしい甘さのお菓子をどうぞ

彩々教室 (3月9日)

島ヶ原老人福祉センターで、彩々教室を開催しました。

この教室は、文化教養や地域の交流を深めることを目的に毎回テーマを変えて行っており、今回は秦佐知子さんを講師に迎え、プリンパフェとほうれん草の蒸しケーキ作りに挑戦しました。

参加者は、講師からアドバイスを受けたり、グループで協力しながら料理を進め、美味しそうなお菓子を完成させました。



◀▲和気あいあいとした雰囲気のなか、お菓子づくりを楽しむ参加者たち

洗濯の外干しができない!とお困りのあなたへ

はやい
乾太くん

花粉 なら解決!

イヤ 花粉 イヤ

PM 2.5 黄砂 大雨 大気汚染

ガス衣類乾燥機

50分のスピード乾燥

靴だって乾かせる

上野ガス

UENO GAS

伊賀市上野茅町2706
☎0595-21-3611
<http://www.ueno-gas.co.jp>

亡くなった方のパソコンでお困りでは?
遺言,相続,その後の問題解消をお手伝い

遺産名義変更お助けセンター®

(行政書士きぎょう事務所)

特定行政書士 名張市桔梗が丘7-3-111
山本 淳二 (0595)65-5439

有料広告を募集します

広報いが市への広告を募集しています。広報いが市は市内の各戸へ配布するほか、ホームページにも掲載します。

【発行部数】
毎号約36,000部

【掲載料】1枠:2万円
(縦5cm×横9cm)

【申込期限】発行日2ヶ月前

【問い合わせ】広聴情報課
☎22・96366

※掲載広告について不明な点は直接広告主へお問い合わせください。

広報いが市 2018年(平成30年)4月1日号 | 18



食を通じて国際交流

伊賀市国際交流協会事業
フィリピン共和国の食と文化を知ろう!! (3月11日)



▲(写真右)「ギナタン・ビルビル」
(写真左)「シニガンスープ」



▲参加者は講師の説明を受けながら調理をしました。

青山ハーモニー・フォレストで、「伊賀市国際交流協会事業 フィリピンの食と文化を知ろう!!」が開催されました。

料理実習会には35人が参加し、フィリピンの家庭料理である豚肉や野菜がたっぷり入ったトマト味がベースの「シニガンスープ」とデザート「ギナタン・ビルビル」づくりに挑戦しました。

参加者たちは、食を通してフィリピンの文化に触れていました。

お知らせ拡大版

お知らせ

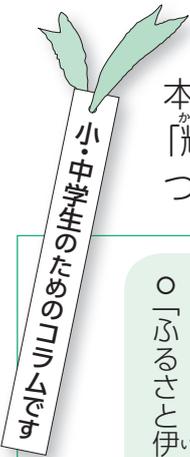
催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など



本紙13ページの「輝け! いがっ子フォトコンテスト」について、わかりやすく解説します。



こども広場

「伊賀の子ども“いがっ子”」

輝く「いがっ子」になろう

伊賀市には、「伊賀市子ども健全育成条例」があります。これは、伊賀市で暮らす全ての子どもたちが、幸せで健康に過ごしていけることをめざして平成17(2005)年につくられたものです。

そんな伊賀の子ども「いがっ子」である皆さんに「こんな子どもになって伊賀市でもっと輝いてほしい!」という思いを込めて、市では次の7つのことを目標にしています。

- いのち、水、緑を大切にする子
- 元氣よくあいさつができる子
- ありがとう、ごめんなさいが言える子
- ひとを認め、ひとを思いやり、ひとの痛みがわかる子
- 夢に向かって最後まで取り組める子
- ひとと力を合わせて、自分のつとめをはたせる子
- 「ふるさと伊賀が好き」と言える子

皆さんの成長を見守っています

家族や地域の人、学校の先生などが力を合わせて、皆さんのことを見守り、支えてくれています。

例えば、家では「子どもといろいろな会話をする」「家族と一緒に食事をする」「規則正しい生活をする」、地域では「子どもとあいさつをする」「地域ぐるみで子どもを見守る」「地域の魅力を子どもに伝える」、学校では「家庭や地域とつながる機会を増やす」「子どもに学力と生きる力をつける」「伊賀のすばらしさを教える」など、いろいろなことに取り組んでいます。

フォトコンテストに応募しよう

市では、このような環境で育った元気な「いがっ子」のありのままの姿を写真に撮って、作品として出してもらおう「輝け! いがっ子フォトコンテスト」を毎年開催しています。今年も皆さんの写真をたくさんお待ちしていますので、ぜひ応募してくださいね。

【問い合わせ】生涯学習課

TEL 22・9679 FAX 22・9692

カラダのこと
おしえて!

もし腎臓の働きが悪くなったら

透析を受けながら人生を楽しみましょう

透析という治療法をご存じですか

透析は、人工的に腎臓の役割をはたす治療のことです。腎臓は、水分や老廃物をろ過するための臓器で、この腎臓の働きが悪くなると水分や老廃物を排出できなくなり、不要な物が体に溜まってしまいます。そのような状態になると、透析が必要になります。

透析では、血液を体内から取り出し、機械を通して血液中の老廃物や余分な水分を取り除き、きれいになった血液を体内に戻します。この透析による治療を受けている人は全国で約 33 万人、県内では約 4,000 人います。

上野総合市民病院では、1 回 4～5 時間の透析治療を週に 3 回行っています。透析をするため、「シャント」と呼ばれる血管に針を刺して治療を行います。透析中はテレビを見たり、本を読んだりと自由な時間を過ごしていただいています。

水分と塩分に気をつけましょう

透析をするにあたって気を付けることは、水分と塩分の摂取量です。腎臓が悪くなると尿が出にくく

なるため、水分が体に溜まり息苦しさやむくみなどの症状が出てくる原因にもなります。また、塩分の摂取が多いと、喉が渇いて水分をたくさん取ってしまう原因になります。

体の負担が増えないように、一日の水分量と塩分量は決められた範囲内で摂取するように心がけてください。

前向きに毎日を楽しみましょう

「なぜ自分だけ大変な思いをしなければならないのか」と悲嘆する人もいらっしゃいますが、きちんと透析を継続し、「よく食べ、よく動き、よく寝る」という適切な自己管理を行ってれば、健康な人と変わらない充実した生活を送ることができます。透析をしながら毎日を前向きに過ごされている人はたくさんいらっしゃいます。失われた腎臓の働きを透析で補い、人生を楽しみましょう。

(臨床工学技士 阿波 賢一)



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111 FAX 24-2268

◆ 将来の安心のために

国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

◆ 国民年金の加入方法は人によって異なります

日本では、国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が国民年金に加入することになっています。加入者は、職業などによって次の 3 つに分かれ、加入手続きがそれぞれ異なります。

○ 第 1 号被保険者 (自営業・学生・フリーター・無職の人など)

加入手続きは住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で本人が行います。

○ 第 2 号被保険者 (会社員や公務員など、厚生年金保険制度に加入している人)

加入手続きは勤務先が行います。

○ 第 3 号被保険者 (第 2 号被保険者に扶養されている配偶者)

加入手続きは第 2 号被保険者の勤務先が行います。

◆ 付加年金をご存じですか

第 1 号被保険者や任意加入被保険者 (65 歳以上の

人を除く。) は、定額保険料に加えて付加保険料 (400 円/月) を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

▶ 申請方法

年金手帳と印鑑を持参の上、保険年金課または年金事務所に付加保険料の納付の申し出をしてください。

※ 国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

▶ 付加年金の年金額 (年間受取額)

200 円×付加保険料納付月額

※ 申し込んだ月分から納めていただきます。付加保険料の納付を辞退する場合は、保険年金課または年金事務所への申し出が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

保険年金課・各支所住民福祉課
津年金事務所 ☎ 059-228-9112

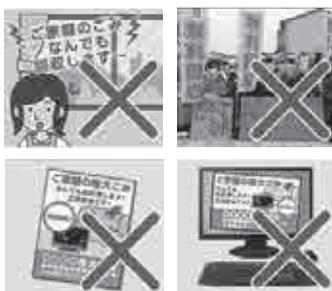
無許可の廃品回収業者に ご注意ください

無許可の廃品回収業者に関するトラブルが全国的に増えています。

《トラブルの事例》 回収されたものなどが後日近所の山林に不法投棄されていた・作業後に運搬費や処理費といった高額な料金を請求された など

◆無許可の廃品回収業者の例

- 町内を大音量で巡回
- 空き地で回収
- チラシを配布
- インターネットで広告



家庭から出される廃棄物を回収し処理するには市の許可が必要です。無許可業者に粗大ごみや廃家電製品などを引き渡すと、法律に基づいた適正な処理の確認ができず、不法投棄やトラブルの元となりますので、無許可業者は絶対に利用しないでください。

【問い合わせ】

廃棄物対策課 ☎ 20-1050 FAX 20-2575

伊賀線だより



伊賀線「公有民営方式」2年目を迎えて



市が鉄道施設を保有し、伊賀鉄道(株)が運行を担う伊賀線の「公有民営方式」は昨年4月1日にスタートし、今年度で2年目を迎えます。3月には新駅「四十九駅」が

開業し、新たな需要創出を図っていきます。

市内の公共交通の維持発展やまちづくりの役割を担う伊賀線を市の大切な資産として将来に残していけるよう、これからも積極的な利活用をお願いします。

また、4月7日(出)から5月6日(日)まで開催される「伊賀上野 NINJA フェスタ 2018」の期間中に忍者衣装を着ている人は、西大手駅～茅町駅間を無料で乗車いただけます。期間限定で同区間を乗り降りできる手裏剣型フリー切符も販売しますので、この機会にぜひご利用ください。

【問い合わせ】 交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9852
伊賀鉄道(株)総務企画課 ☎ 21-0863

明日に向かって ~差別をなくしていくために~

人権について考えるコラムです。

企業と人権 - 商工労働課 -

「企業」と「人権」はあまり関わりがないように感じられるかもしれませんが、本当にそうでしょうか。

企業は常に社会と共にあって、社会を構成する一員として、ルールやモラルを守り、責任を果たさなければなりません。

現在では商品やサービスを選択する基準に「価格が安いから」、「有名な企業の商品だから」といった理由に加え、その商品やサービスを提供する企業が「企業の社会的責任(CSR)」をどの程度果たしているかを判断材料の1つにする消費者が増えています。

そのような状況の中で、企業が社会で守らなければならないルールやモラル、果たすべき責任を考えると、重要になるのが「人権」です。「人権」とは、全ての人が生まれながらに持っている権利で、自分らしく幸せに生きる権利です。

企業の目的は利益を追求することですが、社会のルールやモラルを無視して会社の利益や自分の評価ばかりを考え、人権の視点が欠けたやり方で仕事をしていけば、その企業は社会から信頼を失い、さらには業績の悪化を招きかねません。

企業で働く従業員一人ひとりが人権についての理解を深めることは、明るく働きやすい職場につながり、働く意欲も高まって、職場の活性化につながります。

「人権を守る」というと堅苦しく感じられますが、皆さん一人ひとりが職場で、人を大切にすることや、自分の仕事が社会そして人々の幸せにつながっているという思いをもって仕事に取り組んでいくことが大切です。そうすることで、人権を尊重する企業に対して社会からの信頼も寄せられ、それが企業の発展につながっていくのではないのでしょうか。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館 だより

《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室（いがまち公民館内）☎ 45-9122
 島ヶ原図書室（島ヶ原会館内）☎ 59-2291
 阿山図書室（あやま文化センター内）☎ 43-0154
 大山田図書室（大山田公民館内）☎ 47-1175
 青山図書室（青山公民館内）☎ 52-1110

今月の新着図書

☑一般書

『おかげさまで、注文の多い笹餅屋です』
 桑田 ミサオ／著

60歳から餅作りを始め、75歳で起業した著者は、90歳を過ぎた今もひとりで年間5万個もの笹餅を作っています。津軽の名物おばあちゃんが、おいしい笹餅を作るための研究の日々の様子を綴ります。

☑絵本

『ブルドッグたんていときえたほし』
 谷口 智則／作・絵

ブルドッグたんていは、夜空から消えてしまった星を探すという仕事を依頼されました。さまざまな場所で聞き込みをして、ついに星の行方をつきとめますが…。ブルドッグたんていは、星を夜空に戻すことができるのでしょうか。



■一般書

『にっぽんの履歴書』 門井 慶喜／著
 『オンナの奥義』

阿川 佐和子／著、大石 静／著
 『滋賀酒 近江の酒蔵めぐり』
 滋賀の日本酒を愛する酔醸会／編

■児童書

『大根はエライ』 久住 昌之／文・絵
 『こども武士道』 齋藤 孝／監修
 『ごみはどこへ行くのか?』
 熊本 一規／監修

■絵本

『スプーンちゃん』 小西 英子／さく
 『いろいろななかぞくのはん』
 メアリ・ホフマン／ぶん、ロス・アスウィス／え
 『ねこでんしゃ』 山口 マオ／作

図書館（室）からのお知らせ

4月の読み聞かせ

～平成29年度～ 貸し出しランキング

【一般書】

- 1位 『恋のゴンドラ』 東野 圭吾／著
 2位 『蜂蜜と遠雷』 恩田 陸／著
 3位 『君の臍臓をたべたい』 住野 よる／著
 4位 『火花』 又吉 直樹／著
 5位 『危険なビーナス』 東野 圭吾／著
 6位 『素敵な日本人』 東野 圭吾／著
 7位 『希望荘』 宮部 みゆき／著
 『ナミヤ雑貨店の奇蹟』 東野 圭吾／著
 8位 『劇場』 又吉 直樹／著
 9位 『月の満ち欠け』 佐藤 正午／著
 10位 『雪煙チェイス』 東野 圭吾／著

※児童書の貸し出しランキングは、広報いが市5月1日号でお知らせします。

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。

(30分～1時間程度)

と き	ところ	催物（読み手）
10日(火) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会（はあと&はあと）
	大山田図書室	あかちゃんたいむ・ミニおはなし会
11日(水) 10:30～	いがまち図書室	ミニサロンひまわり
12日(木) 10:30～	上野図書室	えほんのひろば（ちいさなねこ）
	上野図書室	おはなしの会
14日(土) 10:30～	大山田図書室	おはなしたいむ（きらきら）
	阿山図書室	読み聞かせの会（はあと&はあと）
15日(日) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会（はあと&はあと）
17日(火) 11:00～	青山図書室	おはなしなあに？
18日(水) 10:30～	上野図書室	えほんの森（よもよも）
25日(水) 10:30～	上野図書室	おひざでだっこのおはなし会
27日(金) 11:30～	青山図書室	おとなカフェ
	いがまち図書室	読み聞かせ会（ぶらんこ）
28日(土) 10:00～	いがまち図書室	読み聞かせ会（ぶらんこ）
	上野図書室	おはなしの会

4月の二次救急実施病院

◎各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
1 名張	2 岡波	3 名張	4 岡波・名張	5 名張	6 上野	7 上野
8 岡波	9 岡波	10 上野	11 岡波・名張	12 名張	13 上野	14 名張
15 名張	16 岡波	17 名張	18 岡波・名張	19 名張	20 上野	21 上野
22 岡波	23 岡波	24 上野	25 岡波・名張	26 名張	27 上野	28 上野
29 名張	30 岡波	*小児科以外の診療科です。				

◀実施時間帯▶ 平日：午後5時～翌日午前8時45分
土・日・祝日：午前8時45分～翌日午前8時45分

◀実施時間帯(岡波総合病院)▶
月曜日：午後5時～翌日午前9時 水曜日：午後5時～翌日午前8時45分
日曜日：午前9時～翌日午前8時45分
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。

- 【上野総合市民病院 (☎ 24-1111)】
- 【名張市立病院 (☎ 61-1100)】
- 【岡波総合病院 (☎ 21-3135)】

※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。
※二次救急(重症)の人が対象です。

◎伊賀市救急・

健康相談ダイヤル 24

☎ 0120-4199-22

心と体のさまざまな相談に、24時間体制でお応えします。
※通話料・相談料は無料です。

◎伊賀市応急診療所(一次救急)【診療科目】 一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療時間】 月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時
※受付は、診療終了時刻の30分前までをお願いします。

◆夜間・日曜日・祝日診療を行っている医療機関は、救急医療情報センター コールセンター(☎ 059-229-1199)へお問い合わせください。

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・がめやま

甲賀市

亀山市

みなくちばやし ひきやま
～水口囃子にのせて曳山巡行～
水口曳山祭り



滋賀県の無形民俗文化財に指定されている水口曳山祭りは、宵宮祭、例大祭の2日間にわたり開催されます。

祭りの見どころは、若衆や子どもらが笛や太鼓で奏でる「水口囃子」にのせておこなう曳山巡行です。
東海道50番目の宿場町「水口宿」で行われる水口曳山祭りにぜひお越しください。

【とき】

○宵宮祭

4月19日(木) 午後4時～9時

○例大祭・曳山巡行

4月20日(金) 午前9時～午後9時

【ところ】 水口神社境内ほか町内一円

【アクセス】 近江鉄道「水口城南駅」から徒歩約3分

【問い合わせ】 甲賀市観光協会・水口まつり保存振興会 ☎ 0748-60-2690

【問い合わせ】 甲賀市広報課 ☎ 0748-69-2101

～夜空の神秘に触れて～
鈴鹿峠自然の家 天文台「童夢」



美しい星空が広がる自然豊かな鈴鹿山麓中腹に建てられた鈴鹿峠自然の家天文台「童夢」。

直径3.5mの天文台には、口径40cmの大型天体望遠鏡が設置され、季節により月のクレーターや土星の輪、星雲・星団をはっきり見ることができます。

毎月、無料開放を行っていますのでぜひお越しください。

※無料開放日など、詳しくはインターネットで「鈴鹿峠自然の家」と検索してください。

※雨天・曇天の場合は観察できません。

【ところ】 鈴鹿峠自然の家天文台「童夢」
(亀山市関町沓掛 123 番地)

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課社会教育グループ

☎ 0595-84-5057

☎ 090-5114-1670 (無料開放当日のみ)

【問い合わせ】 亀山市政策課 ☎ 0595-84-5022

忍者市を知る



— 忍者でもてなす春 —

▶市内をパレードする忍者行列の様子



伊賀市の春の風物詩となった「伊賀上野 NINJA フェスタ」が今年も4月7日(土)から始まります。町には色とりどりの忍者たちが溢れることでしょう。今回はこの「伊賀上野 NINJA フェスタ」の歴史をたどってみましょう。

伊賀市では、戦後間もない頃から「忍者」に着目し、観光の柱として前面に打ち出してきました。昭和27(1952)年に開催された「世界子ども博覧会」では、パビリオンの1つに「忍術館」があり、人気を博しました。また、昭和38(1963)年には「忍術まつり」を開催し、忍術音頭おどりで市内をパレードしました。これが現在の「伊賀上野 NINJA フェスタ」のルーツであり、途中途絶えた時期もありましたが、「忍者行列」をメインイベントとした「忍まつり」として昭和54(1979)年に復活し、16年間開催しました。

平成7(1995)年には名称を「伊賀上野 NINJA フェスタ」と改め、「忍ジャズダンスコンクール」

を中心としたイベントとして平成12(2000)年まで開催されました。

その後、中心市街地を舞台とした、より地域密着型のイベントとなり、市民による忍者のまちづくりが始まり、現在へと引き継がれています。

近年、日本の各地で忍者に関する類似のイベントが開催されるようになってきました。しかし、伊賀市のように地域住民やボランティア、企業、学生、各種団体など、あらゆる主体が関わる地域ぐるみ・市民主導での取り組みは他にはありません。これこそが伊賀市が他の地域と一線を画す「忍者市」である理由です。先人たちのおもてなしの精神が今に受け継がれているのです。

この春もたくさんの人に素敵な笑顔になっていただけるよう、それぞれの立場からみんなで「伊賀上野 NINJA フェスタ」を盛り上げていきましょう。

【問い合わせ】

観光戦略課 ☎ 22-9670 FAX 22-9695

伊賀市の文化財 113

市指定文化財(史跡) 松寿院供養塔(長田)

2基の供養塔からなり、長田の常住寺境内とその裏山に所在します。

松寿院は藤堂藩初代藩主の藤堂高虎の側室であり、二代藩主藤堂高次の母にあたる人物です。慶安元(1648)年9月2日に84歳で逝去し、その13回忌(供養塔①)、23回忌(供養塔②)に、高次によって建立されたものと考えられています。

供養塔①は、塔の上に笠がある形式です。大きさが総高215cmあり、笠高30cm、笠幅78.5cm、塔身高さ168cm、幅60cm、厚さ30cmで塔の材質は花崗岩です。常住寺閻魔堂(県指定有形文化財)の西側に所在するこの塔は、閻魔堂を再建した万治3(1660)年、高次が亡き母のために、常住寺で13回忌の追善供養を行った際に建立されたもので、石塔の銘文には閻魔堂の東向かいに位置すると刻まれており、この時の位置を保っているものとみられます。



▲供養塔①



▲供養塔②

供養塔②は、将棋の駒のような形で、大きさが総高314cm、下幅90cm、厚さ45.5cm、材質は花崗岩です。常住寺の西側裏山に所在し、塔の正面には松寿院の*諡が印刻されています。この塔は17世紀中頃に建立され、寛文9(1669)年、記録には高次が常住寺へ領地九石二斗三升を寄進したとあり、松寿院の23回忌に建立されたと考えられます。

供養塔のある常住寺の西側丘陵(長田山)は、閻魔堂や自らの遺言で長田山に葬られたといわれる三代藩主藤堂高久墓所(三重県指定史跡)があり、藤堂家にとってこの地が特別な地であったことがわかります。松寿院供養塔は歴史的な価値やその立地環境も含め、平成29年3月28日に史跡として伊賀市指定文化財に指定されました。
*諡：人の死後に、その徳をたたえて贈る称号

文化財課
☎ 47・1285 FAX 47・1290

伊賀市役所 主な組織と電話番号の一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

※新庁舎が完成するまでの間、市役所の事務所を各施設に分散して配置しています。
大変ご迷惑をおかけしますが、所在地をお確かめの上、ご来庁ください。

一覧内の①～⑤は次の場所を示しています。
(*印の部署は他の施設にあるため、所在地などは各担当部署にお問い合わせください。)

- ①伊賀市上野丸之内 116 番地 (本庁舎)
- ②伊賀市上野中町 2976 番地の 1 (上野ふれあいプラザ)
- ③伊賀市馬場 1128 番地 (阿山支所)

- ④伊賀市平田 652 番地の 1 (大山田支所)
- ⑤伊賀市上野丸之内 500 番地 (ハイトピア伊賀)

市役所本庁舎 総合番号案内 ☎ 22-9611
夜間・時間外受付 (守衛室) ☎ 22-9611
市役所代表ファックス FAX 24-2440



担当部署		電話番号	FAX 番号	所	主な業務内容
総合危機管理課		☎ 22-9640	24-0444	①	防犯、防災、地域安全
総務部	総務課	行政庶務係 ☎ 22-9601	24-2440	①	市行政一般、統計調査、選挙 例規、文書管理
		文書法制係 ☎ 22-9602			
		歴史資料係 ☎ 52-4380	52-4381	*	歴史資料の保存・管理
	人事課	人事研修係 ☎ 22-9605	22-9616	②	職員の人事・研修 職員の給与・福利厚生
		給与厚生係 ☎ 22-9606			
	秘書課	☎ 22-9600	24-7900	①	秘書、渉外、儀式、表彰
契約監理課	入札契約担当 ☎ 22-9810	22-9837	②	工事・物品などの入札、契約、入札参加資格の審査・登録 工事の検査、材料検査、履行の指導助言	
	検査担当 ☎ 22-9685				
行財政改革推進課	☎ 22-9622	24-2440	①	行財政改革、行政評価、地方分権	
総合政策課	企画調整係 ☎ 22-9620	22-9672	①	行政施策の企画・総合調整 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、地方創生施策の総合調整	
	地方創生推進係 ☎ 22-9623				
文化交流課	☎ 22-9621	22-9619	*	文化振興、芭蕉翁顕彰	
広聴情報課	広報広聴係 ☎ 22-9636	22-9617	②	広報紙、行政情報番組、情報公開、個人情報保護	
	情報政策係 ☎ 22-9625	—	*	情報政策、情報システムの運用管理	
地域づくり推進課	住民自治推進係 ☎ 22-9639	22-9694	②	自治振興、市民活動支援、住民自治協議会の総括 移住交流	
	移住交流係 ☎ 22-9680				
ゆめぼりすセンター	☎ 22-0310	22-0317	*	市民活動支援	
スポーツ振興課	☎ 22-9635	22-9852	②	スポーツ振興	
国体推進課	☎ 22-9681	22-9852	②	三重国体、高校総体	
交通政策課	☎ 22-9663	22-9852	②	公共交通	
管財課	管財係 ☎ 22-9610	24-2440	①	市有財産管理、土地開発公社 庁舎整備	
	庁舎整備推進係				
財政課	☎ 22-9608	22-9694	②	財政	
課税課	市民税係 ☎ 22-9613	22-9618	①	市県民税・軽自動車税の賦課 固定資産税の賦課	
	資産税係 ☎ 22-9614				
収税課	収納管理係 ☎ 22-9615	22-9618	①	税証明 市税徴収	
	収納係 ☎ 22-9612				
債権管理課	☎ 22-9675	22-9618	①	滞納債権	
市民生活課	市民生活係	☎ 22-9638	22-9641	①	市民相談、交通安全、斎苑、犬の登録 多文化共生、国際交流 空き家の相談・措置 消費生活相談
		☎ 22-9702			
	空き家対策係 ☎ 22-9676				
消費生活相談専用ダイヤル	☎ 22-9626				
人権政策課	人権政策係 ☎ 47-1286	47-1288	*	人権施策・平和行政の総合企画・推進	
	男女共同参画係 ☎ 22-9632	22-9666	⑤	男女共同参画推進施策の総合企画・推進	
同和課	☎ 47-1287	47-1288	*	同和施策の計画・推進	
八幡町市民館	☎ 23-3157	23-5407	*	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業	
	しろなみ児童館 ☎ 24-2466	24-2466	*	児童館事業	
下郡市民館	☎ 37-0558	37-0558	*	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業	
寺田市民館	☎ 23-8728	23-8728	*	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業	
いがまち人権センター	まえがわ児童館	☎ 45-4482	45-9130	*	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業 児童館事業
ライトピアおおよまだ	☎ 47-1160	47-1162	*	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業	
青山文化センター	老川児童館	☎ 55-2411	55-2434	*	人権啓発、地域福祉、地域交流、相談事業 児童館事業
戸籍住民課	☎ 22-9645	22-9643	①	戸籍、住民票、印鑑登録、埋火葬の許可、マイナンバーカード	
環境政策課 (環境センター)	☎ 20-9105	20-9107	*	環境施策、環境教育、生活環境調査	

「伊賀市役所 主な組織と電話番号の一覧」(別冊 1〜4) は、広報いが市から抜き取って保存してください。

担当部署		電話番号	FAX 番号	所	主な業務内容			
人権生活環境部	廃棄物対策課	☎ 20-1050	20-2575	*	分別収集計画、ごみの減量化・リサイクル、環境パトロール			
	さくらリサイクルセンター	☎ 20-9272 ☎ 20-9170			可燃ごみ・資源ごみの処理 ごみ収集（集積場パトロール・拠点収集）			
	浄化センター	☎ 23-1179 ☎ 21-2109	21-8704	*	し尿・浄化槽汚泥の処理、市直営で指定区域内のし尿収集			
	不燃物処理場	☎ 23-8991	—	*	不燃物の処理			
健康福祉部	医療福祉政策課	福祉総務係	☎ 26-3940	22-9673	①	福祉政策・地域福祉の企画調整、民生委員・児童委員の推薦		
		医療政策係	☎ 22-9705			地域医療政策・施策の企画調整、応急診療所		
		福祉監査係	☎ 22-9708			社会福祉法人・介護保険関連事業者の指導監査など		
	障がい福祉課	庶務担当	☎ 22-9657	22-9662	①	障がい者の福祉施策		
		障がい福祉担当	☎ 22-9656			障がい者の福祉事業		
	生活支援課	保護第1係	☎ 22-9651	22-9661	①	生活保護		
		保護第2係	☎ 22-9652			生活困窮者自立支援		
		生活支援係	☎ 22-9650			生活保護の医療券の発行		
		庶務係						
	こども未来課	企画総務係	☎ 22-9654	22-9646	①	児童福祉施策、少子化対策、児童手当		
		こども家庭係	☎ 22-9677			放課後児童クラブ、子育て支援		
		家庭児童・女性・母子・父子自立相談	☎ 22-9609	22-9666	⑤	家庭児童相談、女性相談、母子・父子自立相談		
						こども発達支援センター	☎ 22-9627	こどもの発達に関する相談
						子育て包括支援センター	☎ 22-9665	子育て支援
						ファミリー・サポート・センター	☎ 26-7830	
	保育幼稚園課	総務係	☎ 22-9658	22-9646	①	保育所（園）・幼稚園の施設管理		
		保育係	☎ 22-9655			保育所（園）・幼稚園の入所（園）・運営		
	介護高齢福祉課	高齢福祉係	☎ 22-9634	26-3950	①	高齢者福祉施策		
		介護事業係	☎ 26-3939			介護保険		
		認定調査係	☎ 26-3941			要介護認定調査		
地域包括支援センター	庶務係	☎ 22-9710	24-7511	①	庶務、指定介護予防支援請求事務			
	調整係	☎ 22-9668	22-9674		相談にかかる会議などの調整			
	相談支援室	☎ 26-1521	24-7511		高齢者の総合相談、権利擁護、指定介護予防支援、こども・障がい者の1次相談、介護予防・健康推進			
					東部サテライト	☎ 45-1016	45-1055	*
					南部サテライト	☎ 52-2715	52-2281	*
障がい者相談支援センター	☎ 26-7725	22-9674	①	障がい者の相談				
保険年金課	保険年金係	☎ 22-9659	26-0151	①	国民健康保険、国民年金			
	医療助成係	☎ 22-9660			後期高齢者医療、福祉医療			
健康推進課 (伊賀市保健センター)	☎ 22-9653	22-9666	⑤					
				いがまち保健福祉センター	☎ 45-1016	45-1055	*	健康づくり事業、母子・成人保健事業、予防接種、感染症予防、献血、栄養指導
				青山保健センター	☎ 52-2280	52-2281	*	
産業振興部	農林振興課	計画係	☎ 43-2301	43-2313	③	農林業振興、集落営農、農地法、山村振興、畜産業振興		
		振興係	☎ 43-2302			鳥獣害対策		
		鳥獣害対策係	☎ 43-2303			食肉センター		
	伊賀食肉センター	☎ 23-4186	23-4186					
農村整備課	管理係	☎ 43-2304	43-2305	③	国土調査、農林業施設の管理			
	整備係				土地改良事業、治山、農林業施設の災害復旧			
商工労働課		☎ 22-9669	22-9628	⑤	商工業振興、雇用対策、企業誘致			
観光戦略課		☎ 22-9670	22-9695	②	観光振興			
中心市街地推進課		☎ 22-9825	22-9628	⑤	中心市街地の活性化			
建設部	企画管理課	総務管理係	☎ 43-2321	43-2324	③	市道の認定、台帳整備、敷地占用などの申請、土木建設事業の統括・監理		
		公共基盤推進係	☎ 43-2323			国・県が行う事業の調整・促進		
	道路河川課	事業推進係	☎ 43-2328	43-2324	③	道路・橋梁・河川などの計画・整備		
		施設維持係	☎ 43-2329			道路・橋梁・河川などの維持管理、公共土木施設の災害復旧		
	都市計画課	公園景観管理係	☎ 43-2315	43-2317	③	都市計画の立案・調査・決定・変更、街路・都市公園の整備・管理、景観行政		
建築指導審査係		☎ 43-2316	建築基準法、長期優良住宅・低炭素住宅の認定など					
開発指導室		☎ 43-2314	都市計画法に関する届け出、開発指導、土地利用条例など					

※裏面(別冊3)に続きます。

担当部署		電話番号	FAX 番号	所	主な事業内容			
建設部	建築課	事業第1係	☎ 43-2331	43-2332	③	市営住宅の営繕、市有建築物の設計など		
		事業第2係				特定の市有建築物の設計・監理・営繕など		
	住宅課	総務管理係	☎ 43-2330			③	住生活に関する企画・調整、市営住宅の管理・運営	
		収納係					市営住宅の使用料決定・徴収	
企業用地整備課		☎ 43-2334	43-2324		③	産業用地整備、開発事業者の誘致調整		
出納室		☎ 22-9686	22-9839			①	現金などの出納・保管	
							審査係	
市議会事務局	議事課	総務係	☎ 22-9687	24-7901			①	市議会・常任委員会の事務
		議事調査係	☎ 22-9688					

◆行政委員会

担当部署	電話番号	FAX 番号	所	主な業務内容
農業委員会事務局	☎ 43-2312	43-2313	③	農業委員会の事務
選挙管理委員会事務局	☎ 22-9601	24-2440	①	選挙管理委員会の事務
監査委員事務局	☎ 47-1289	47-1288	*	監査事務
公平委員会				公平委員会の事務
固定資産評価審査委員会				固定資産評価審査委員会の事務

◆教育関係

担当部署	電話番号	FAX 番号	所	主な業務内容	
教育総務課	☎ 47-1280	47-1281	④	教育行政にかかる企画・立案・調整、施設の整備・営繕、学校の管理運営	
学校教育課	学務係	☎ 47-1282	47-1290	④	児童生徒の就学・転出入、就学援助
	指導教職員係	☎ 47-1283			
生涯学習課	生涯学習係	☎ 22-9679	22-9692	⑤	生涯学習、社会教育、青少年健全育成
	人権同和教育係				
文化財課	☎ 47-1285	47-1290	④	文化財の調査・保護、文化財の指定	
給食センター	いがっこ給食センター夢	☎ 21-8194	21-8199	*	給食の献立、調理、運搬、施設の管理運営
	阿山給食センター	☎ 43-1010	43-1014		
	大山田給食センター	☎ 47-0146	47-0147		
公民館	中央公民館（上野公民館）	☎ 22-9637	22-9692	⑤	公民館（地区館・分館）活動、地域教育の推進
	いがまち公民館	☎ 45-9122	45-9160		
	島ヶ原公民館	☎ 59-2291	59-2574		
	阿山公民館	☎ 43-0154	43-9019		
	大山田公民館	☎ 46-0130	46-0131		
教育集会所	八幡町教育集会所	☎ 23-3157	23-5407	*	人権同和教育の推進・活動
	下郡教育集会所	☎ 37-0558	37-0184		
	寺田教育集会所	☎ 23-8730	23-8728		
	リバティなかせ兼教育センター	☎ 26-0076	23-8728		
	まえがわ教育集会所	☎ 45-4482	45-9130		
	まえがわ青少年活動センター				
	大土教育集会所	—			
	奥馬野教育集会所	☎ 47-1160	47-1162		
老川教育集会所	☎ 55-2350	—			
図書館	上野図書館	☎ 21-6868	21-8999	*	図書館事業
	いがまち図書室	☎ 45-9122	45-9160		
	島ヶ原図書室	☎ 59-2291	59-2574		
	阿山図書室	☎ 43-0154	43-9019		
	大山田図書室	☎ 47-1175	46-0131		
青山図書室	☎ 52-1110	52-1211			
生涯学習センター	☎ 22-9801	22-9692	⑤	施設の貸館業務	
青少年センター	☎ 24-3251	24-3251	*	青少年相談	

◆上下水道部（伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4）

担当部署	電話番号	FAX 番号	主な業務内容
経営企画課	☎ 24-0001	24-0006	企画、人事、給与、財産、契約、庶務
			予算、決算、経理、資金計画
営業課	☎ 24-0003	24-0006	上水道料金、下水道料金、下水道の宅内排水設備工事申請、合併処理浄化槽 ※上水道料金の問い合わせは水道お客様センターへ
水道工務課	☎ 24-0002	24-0006	給配水管路の計画・調査・設計・工事
			給配水管路の維持管理・修繕、計量器の交換、給水工事申し込み

担当部署		電話番号	FAX 番号	主な業務内容	
上下水道部	水道施設課	浄水係	☎ 24-3980	24-0006	浄水場などの各施設運転管理・調査・設計・工事 上水道の水質保全・管理
		水質管理係			
	下水道課	青山事業所	☎ 52-0469	52-0494	青山支所管内の給水工事申し込み、施設運転維持管理 下水道整備総合計画、生活排水処理施設整備計画・調査・設計・工事
		建設係	☎ 24-2137	24-2138	下水道施設の維持管理、処理場運転管理
水道お客様センター		☎ 24-0013	24-0007	上水道の検針・開閉栓、上水道料金に関する問い合わせ	

◆消防本部 (伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地)

担当部署		電話番号	FAX 番号	主な業務内容	
消防本部	消防総務課	☎ 24-9100	24-9111	消防職員の人事・サービス、消防予算、消防委員会	
	予防課	予防係		☎ 24-9105	消防用施設・建築物の許認可、消防広報、火災予防の対策
		危険物係		☎ 24-9103	危険物の規制
	消防救急課	地域安全係		☎ 24-9115	消防団、消防施設
救急救助係		☎ 24-9116	救急・救助事務、救命講習		

◆上野支所

担当部署	電話番号	FAX 番号	所	主な業務内容
振興課	☎ 22-9633	22-9694	②	住民自治協議会・自治会・市民活動の支援

◆各支所 ※上野支所を除く。

担当部署	主な業務内容
振興課	地域防災・地域安全対策、庁舎管理、財産管理、選挙、行政バス、広聴・広報、住民自治協議会、自治会、市民活動支援、不法投棄防止、人権・同和施策の推進及び啓発、平和行政、男女共同参画、財産区 (柘植・島ヶ原・大山田)
産業建設	農林業、狩猟・鳥獣害、公共土木施設などの維持管理・材料費補助、観光振興
住民福祉課	市税・使用料 税の証明、市税の収納、原動機付自転車の標識交付、各種料金収納、交通安全、犬の登録、市民相談 戸籍・住民基本台帳 戸籍、住民票、印鑑登録、埋火葬の許可、マイナンバーカード 健康福祉 生活保護、保育所 (園)、放課後児童クラブ、介護保険、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、福祉医療、高齢者・障がい者・児童・母子福祉

担当部署		電話番号	FAX 番号
伊賀支所	振興課	地域振興	☎ 45-9111
			☎ 45-9108
	住民福祉課	産業建設	☎ 45-9119
		市税・使用料	☎ 45-9104
		戸籍・住民基本台帳	☎ 45-9104
		健康福祉	☎ 45-9105

担当部署		電話番号	FAX 番号
大山田支所	振興課	地域振興	☎ 47-1150
		産業建設	☎ 47-1157
	住民福祉課	市税・使用料	☎ 47-1163
		戸籍・住民基本台帳	☎ 47-1152
		健康福祉	☎ 47-1151
			46-0135

担当部署		電話番号	FAX 番号
島ヶ原支所	振興課	地域振興	☎ 59-2053
		産業建設	☎ 59-2294
	住民福祉課	市税・使用料	☎ 59-2109
		戸籍・住民基本台帳	☎ 59-2109
		健康福祉	☎ 59-2163

担当部署		電話番号	FAX 番号
青山支所	振興課	地域振興	☎ 52-1112
		産業建設	☎ 52-1115
	住民福祉課	市税・使用料	☎ 52-1114
		戸籍・住民基本台帳	☎ 52-3232
		健康福祉	☎ 52-3227
		青山保健センター (運動施設)	☎ 52-3228
	☎ 52-4100	—	

担当部署		電話番号	FAX 番号
阿山支所	振興課	地域振興	☎ 43-1543
		産業建設	☎ 43-1544
	住民福祉課	市税・使用料	☎ 43-0333
		戸籍・住民基本台帳	☎ 43-0333
		健康福祉	☎ 43-0332

◆各消防署

担当部署	主な業務内容
指導係	火災予防条例、防火対象物の予防査察・指導
警防係・各分署	火災・救急・救助業務

◆関係施設

施設名	電話番号
伊賀市立上野総合市民病院	☎ 24-1111
伊賀市健診センター	☎ 24-1186
伊賀市応急診療所	☎ 22-9990
国保阿波診療所	☎ 48-0004
国保霧生診療所	☎ 54-1002
伊賀南部環境衛生組合	☎ 53-1120
伊賀南部クリーンセンター	☎ 63-1211
伊賀南部浄化センター	☎ 21-0713

担当部署	電話番号	FAX 番号
中消防署	指導係	☎ 24-9109
	警防係	☎ 24-9107
	島ヶ原分署	☎ 59-2277
東消防署	西分署	☎ 20-9901
	指導係	☎ 45-3164
	警防係	☎ 45-3100
	阿山分署	☎ 43-0438
南消防署	大山田分署	☎ 47-0353
	指導係	☎ 52-1151
	警防係	☎ 37-0100
丸山分署	☎ 37-0175	